

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	神戸市

神戸市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署 神戸市経済観光局農政計画課

所 在 地 兵庫県神戸市中央区御幸通 6 丁目 1-12 三宮ビル東館 3 階

電話番号 078-984-0370 (代表)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、カラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	神戸市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

・ 農作物被害

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	水稻	3.76	4,700
	さつまいも	0.11	229
	ブドウ（果樹）	※	※
	野菜	※	※
ニホンジカ	—	0	0
アライグマ	水稻	0.09	112
	とうもろこし	0.18	172
	トマト	0.28	2,224
	いちご	1.78	14,553
	すいか	0.27	125
	さつまいも	0.06	125
	ブドウ	0.47	3,216
	ナシ	0.27	1,314
	イチジク	0.21	1,941
	カキ	0.20	233
ヌートリア	モモ	0.08	558
	水稻	0.06	75
	キャベツ	0.17	440
カラス	サツマイモ	0.03	62
	ブドウ	0.24	1,642
	ナシ	0.23	1,119
	イチジク	0.23	2,126
スズメ	カキ	0.12	140
	水稻	0.51	637
ムクドリ	とうもろこし	0.03	28
	コマツナ	0.03	166
	ナシ	0.05	243

	ブドウ	0.07	479
	イチジク	0.03	277
	カキ	0.05	58
ヒヨドリ	キャベツ	0.09	233
	ナシ	0.07	340
	イチジク	0.05	462
	カキ	0.10	116
	計	9.92	38,145

※ニホンジカについては、市に被害報告があがっていないため被害面積等の算出はないが、出没情報及び捕獲実績はある。イノシシのブドウ（果樹）、野菜の被害についてはこれまで被害報告があがっていなかったが、令和4年になって報告されるようになった。

• 住宅地での被害（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	内容	件数
イノシシ	敷地内への侵入及びそれに伴う財産的被害	160
	人身事故（2次的な事故を含む）	6
	ゴミステーションを荒らす	3
アライグマ	敷地内への侵入及びそれに伴う財産的被害	502
	人身事故（2次的な事故を含む）	0
	ゴミステーションを荒らす	0

(2) 被害の傾向（農作物被害）

農作物被害については、年度によりばらつきがあるが、依然として高い水準で推移している。

被害状況

年	H28	H29	H30	R1	R2	R3
金額（千円）	43,874	37,030	33,373	32,408	33,419	38,145

鳥獣別（令和3年度）

鳥獣の種類	被害状況				
	時期	地区	品目	面積（ha）	金額（千円）
イノシシ	7月 - 9月	西区・北区	水稻	3.76	4,700
	4月 - 9月	西区・北区	さつまいも	0.11	229
	4月 - 9月	西区・北区	ブドウ（果樹）	※	※
	4月 - 9月	西区・北区	野菜	※	※
アライグマ	6月 - 9月	西区・北区	水稻	0.09	112
	8月 - 9月	西区・北区	とうもろこし	0.18	172
	6月 - 8月	西区・北区	トマト	0.28	2,224
	1月 - 6月	西区・北区	いちご	1.78	14,553
	7月 - 9月	西区・北区	すいか	0.27	125

	9月	西区・北区	さつまいも	0.06	125
	7月- 9月	西区・北区	ブドウ	0.47	3, 216
	7月- 9月	西区・北区	ナシ	0.27	1, 314
	7月- 10月	西区・北区	イチジク	0.21	1, 941
	9月- 10月	西区・北区	カキ	0.20	233
	5月- 6月	西区・北区	モモ	0.08	558
ヌートリア	7月- 9月	西区・北区	水稻	0.06	75
	10月- 11月	西区・北区	キャベツ	0.17	440
	9月	西区・北区	サツマイモ	0.03	62
カラス	7月- 9月	西区・北区	ブドウ	0.24	1, 642
	7月- 9月	西区・北区	ナシ	0.23	1, 119
	7月- 9月	西区・北区	イチジク	0.23	2, 126
	7月- 9月	西区・北区	カキ	0.12	140
スズメ	7月- 9月	西区・北区	水稻	0.51	637
ムクドリ	8月- 9月	西区・北区	とうもろこし	0.03	28
	5月	西区・北区	コマツナ	0.03	166
	8月- 9月	西区・北区	ブドウ	0.07	479
	8月- 9月	西区・北区	ナシ	0.05	243
	7月- 10月	西区・北区	イチジク	0.03	277
	9月- 10月	西区・北区	カキ	0.05	58
ヒヨドリ	10月- 11月	西区・北区	キャベツ	0.09	233
	8月- 9月	西区・北区	ナシ	0.07	340
	7月- 9月	西区・北区	イチジク	0.05	462
	9月- 10月	西区・北区	カキ	0.10	116
計				9.92	38, 145

(3) 被害の軽減目標（農作物被害）

現状値から3割削減することを目標とし、被害の軽減に最大限努力する。

指標		現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
鳥獣の種類	品目	面積（ha）	金額（千円）	面積（ha）	金額（千円）
イノシシ	水稻	3.76	4, 700	2.63	3, 290
	さつまいも	0.11	229	0.08	160
アライグマ	水稻	0.09	112	0.06	78
	とうもろこし	0.18	172	0.13	120
	トマト	0.28	2, 224	0.20	1, 557
	いちご	1.78	14, 553	1.25	10, 187
	すいか	0.27	125	0.19	88
	さつまいも	0.06	125	0.04	88
	ブドウ	0.47	3, 216	0.33	2, 251

	ナシ	0.27	1,314	0.19	920
	イチジク	0.21	1,941	0.15	1,359
	カキ	0.20	233	0.14	163
	モモ	0.08	558	0.06	391
ヌートリア	水稻	0.06	75	0.04	53
	キャベツ	0.17	440	0.12	308
	サツマイモ	0.03	62	0.02	43
カラス	ブドウ	0.24	1,642	0.17	1,149
	ナシ	0.23	1,119	0.16	783
	イチジク	0.23	2,126	0.16	1,488
	カキ	0.12	140	0.08	98
スズメ	水稻	0.51	637	0.36	446
ムクドリ	とうもろこし	0.03	28	0.02	20
	コマツナ	0.03	166	0.02	116
	ブドウ	0.07	479	0.05	335
	ナシ	0.05	243	0.04	170
	イチジク	0.03	277	0.02	194
	カキ	0.05	58	0.04	41
ヒヨドリ	キャベツ	0.09	233	0.06	163
	ナシ	0.07	340	0.05	238
	イチジク	0.05	462	0.04	323
	カキ	0.10	116	0.07	81
計		9.92	38,145	6.94	26,702

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<p>①イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獵友会による捕獲（銃器・わな） ・「神戸市いのししからの危害の防止に関する条例」に基づく餌付け禁止の啓発・指導やゴミ出しマナー徹底の呼びかけ ・イノシシによる人身被害発生時等に緊急的に対応する体制整備及び市民の安心・安全の確保 <p>②ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獵友会による捕獲（銃器・わな） <p>③アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神戸市アライグマ防除実施計画」に基づく専門業者による捕獲・安楽死処分・焼却場搬 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害鳥獣に対する効果的な捕獲方法の検討 ● 捕獲従事者の確保 ● 市街地に出没するイノシシによる人身被害の対応 ● ニホンジカの目撃・被害情報増加への対応 ● 農家のアライグマ捕獲技術向上 ● アライグマの個体数増加への対応

	<p>入（わな）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 猿友会による捕獲・安楽死処分・焼却場搬入（わな） • わなの購入 • 農家による捕獲 <p>④ヌートリア</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「神戸市ヌートリア防除実施計画」に基づく猿友会による捕獲・安楽死処分・処分場搬入（銃器・わな） • 農家による捕獲 <p>⑤カラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ</p> <ul style="list-style-type: none"> • 猿友会と専門業者による捕獲（銃器・わな） <p>⑥神戸市鳥獣相談ダイヤル</p> <ul style="list-style-type: none"> • 神戸市鳥獣相談ダイヤル（H27. 4. 27 開設）で収集した被害情報等の活用 	
防護柵の設置等に関する取り組み	<p>①平成 25 年度から令和 3 年度に北区・西区の計 136 集落において、イノシシ・アライグマ対策の防護柵を設置。（総延長 579,328m）</p> <p>②平成 28 年度から令和元年度に野生動物共生林整備を実施（北区道場町生野、西区押部谷町細田を整備したほか、令和 4 年度から北区淡河町地区において順次整備を進める事としている）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 集落ぐるみの防護対策のための合意形成 • 繼続的な管理体制の確保 • 柵の設置に合わせた効果的な捕獲体制の構築 • イノシシ等の出没しにくい里山林整備を実施

(5) 今後の取組方針

- ① 地域と一体となった被害防除体制の確立に向けて取り組む。
- ② 捕獲と防護（県の野生動物共生林整備事業や住民参画型森林整備事業を活用）の両面で被害防止対策を推進する。
- ③ 有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。
- ④ 市内にある既存の施設や国営明石海峡公園神戸地区のほか、兵庫県が整備を進める「兵庫県立総合射撃場（仮称）」（三木市吉川町）を活用して、捕獲従事者の育成対策を講じる。
- ⑤ 農家・一般市民の野生鳥獣の習性等に関する知識を深める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- | | |
|---------|--|
| ① イノシシ | <ul style="list-style-type: none"> • 猿友会による捕獲（銃器・わな） • 農家による捕獲（わな） |
| ② ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> • 猿友会による捕獲（銃器・わな） • 農家による捕獲（わな） |

③ アライグマ
• 猿友会による捕獲（わな）
• 農家による捕獲（わな）
• 専門業者による捕獲（わな）
④ ヌートリア
• 猿友会による捕獲（銃器・わな）
• 農家による捕獲（わな）
⑤ カラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ
• 猿友会と専門業者による捕獲（銃器・わな）

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
05 年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> イノシシ、ニホンジカの繁殖期を中心に一斉捕獲を実施する。 狩猟免許取得費用の一部を補助し、捕獲班員の育成確保を図る。 捕獲機材（箱わな・くくりわな・ICT 機器）を購入、設置して捕獲率を高める。
06 年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> イノシシ、ニホンジカの繁殖期を中心に一斉捕獲を実施する。 狩猟免許取得費用の一部を補助し、捕獲班員等の育成確保を図る。 捕獲機材（箱わな・くくりわな・ICT 機器）を購入、設置して捕獲率を高める。
07 年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> イノシシ、ニホンジカの繁殖期を中心に一斉捕獲を実施する。 狩猟免許取得費用の一部を補助し、捕獲班員等の育成確保を図る。 捕獲機材（箱わな・くくりわな・ICT 機器）を購入、設置して捕獲率を高める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリアは過去 3 年の平均捕獲頭数を基に、捕獲計画数を設定する。その他の鳥類については、被害状況に応じて捕獲する。	
※過去 3 年捕獲頭数【イノシシ（R1 年度：928、R2 年度：1,206、R3 年度：1,025）ニホンジカ（R1 年度：14、R2 年度：29、R3 年度：20）、アライグマ（R1 年度：1,604、R2 年度：1,749、R3 年度：1,977）、ヌートリア（R1 年度：78、R2 年度：82、R3 年度：93）】	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	05 年度	06 年度	07 年度
イノシシ	1, 000	1, 000	1, 000

ニホンジカ	20	20	20
アライグマ	1, 800	1, 800	1, 800
ヌートリア	80	80	80
カラス	被害状況に応じて捕獲	被害状況に応じて捕獲	被害状況に応じて捕獲
ドバト	被害状況に応じて捕獲	被害状況に応じて捕獲	被害状況に応じて捕獲
ムクドリ	被害状況に応じて捕獲	被害状況に応じて捕獲	被害状況に応じて捕獲
ヒヨドリ	被害状況に応じて捕獲	被害状況に応じて捕獲	被害状況に応じて捕獲

捕獲等の取組内容			
北区・西区においては、銃器と箱わな・くくりわな等を状況に応じて使い分け、それ以外の地域については、箱わな・くくりわな等を活用して捕獲を実施する。			

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
鳥獣被害対策実施隊員によるライフル銃による捕獲は実施しない。	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
神戸市内	対象鳥獣については既に許可権限を委任されている。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	05年度	06年度	07年度
イノシシ・アライグマ	電気柵 総延長 30,000m 金網柵 総延長 2,500m	電気柵 総延長 30,000m 金網柵 総延長 1,800m	電気柵 総延長 30,000m 金網柵 総延長 1,800m
計	32,500m	31,800m	31,800m

(2) その他被害防止に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取組内容
05	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、カラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ	広報誌等を通じて、野生鳥獣の習性を理解してもらえるよう啓発を行う。地域住民と連携して里山の整備を進めていく。侵入防止柵の適切な管理方法について研修を実施する。
06	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、カラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ	広報誌等を通じて、野生鳥獣の習性を理解してもらえるよう啓発を行う。地域住民と連携して里山の整備を進めていく。侵入防止柵の適切な管理方法について研修を実施する。
07	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、	広報誌等を通じて、野生鳥獣の習性を理解してもらえるよう啓発を行う。地域住民と連携して里山の整備を進め

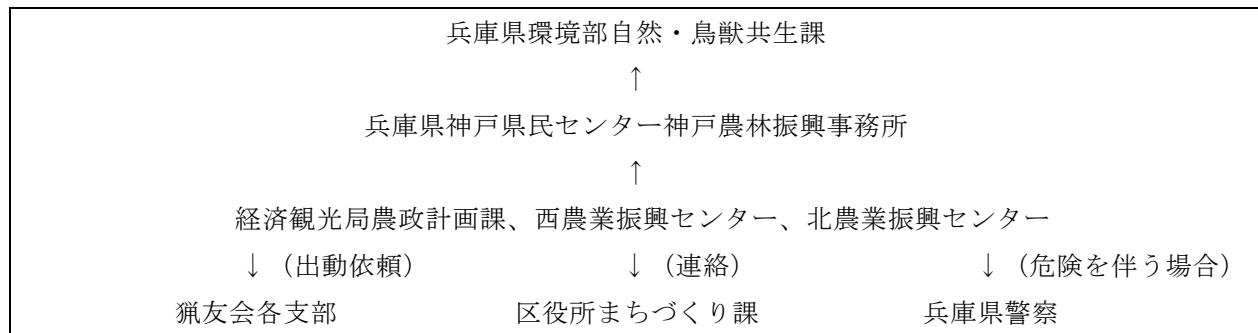
	カラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ	ていく。侵入防止柵の適切な管理方法について研修を実施する。
--	-------------------	-------------------------------

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
兵庫県環境部自然・鳥獣共生課	市と連携し、対処方法について検討する。
兵庫県神戸県民センター 神戸農林振興事務所	市と連携し、対処方法について検討する。
兵庫県警察（市内各警察署）	市と連携し、緊急事態等発生時の住民保護を図る。
経済観光局農政計画課、西農業振興センター、北農業振興センター（鳥獣被害対策実施隊）	市民からの緊急連絡の窓口となり、獣友会に出動を依頼する。
各区役所まちづくり課	経済観光局と協力し、関係機関との調整を行う。
一般社団法人兵庫県獣友会(東灘支部、摩耶支部、葺合支部、生田支部、兵庫支部、西須磨支部、神戸西支部、神戸北支部、有馬支部)	市役所等からの依頼に基づき出動し、対象鳥獣の捕獲等を行う。
兵庫県森林動物研究センター	有害鳥獣に係る情報の共有を図る。
国営明石海峡公園事務所	有害鳥獣に係る情報の共有を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設等適切な方法により処理する。

そのほか、アライグマ・ヌートリアに関しては、市が管轄する施設にて焼却処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

他都市の事例を参考に、捕獲した鳥獣の食肉としての利活用について検討する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	神戸市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
一般社団法人兵庫県獣友会神戸北支部長	以下の事業を各機関が連携・協力を図りながら実施する。
一般社団法人兵庫県獣友会有馬支部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生鳥獣による農作物の被害防止対策に関する事業
一般社団法人兵庫県獣友会神戸西支部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 野生鳥獣の被害防止に係る普及啓発に関する事業
兵庫六甲農業協同組合神戸北地区代表農会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関による被害防止体制整備に関する事業
兵庫六甲農業協同組合西稻作経営部会長	<ul style="list-style-type: none"> ● 捕獲従事者の育成に関する事業
兵庫六甲農業協同組合神戸北地区統括本部長	<ul style="list-style-type: none"> ● その他必要な事業
兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所森林課長	
神戸市経済観光局北農業振興センター所長	
神戸市経済観光局西農業振興センター所長	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県獣友会	有害鳥獣に係る情報の共有及び捕獲活動を行う。
兵庫県環境部自然・鳥獣共生課 兵庫県神戸県民センター神戸農林振興事務所	有害鳥獣に係る情報の共有を図る。野生動物共生林整備等の森林整備指導、生息地（森林）管理手法の検討・支援。
兵庫県警察署	有害鳥獣に係る情報の共有を図る。
経済観光局農政計画課、西農業振興センター、北農業振興センター（鳥獣被害対策実施隊）	市民からの緊急連絡の窓口となり、獣友会に出動を依頼する。
各区役所まちづくり課	経済観光局と協力し、関係機関との調整を行う。
兵庫県森林動物研究センター	有害鳥獣に係る情報の共有を図る。
国営明石海峡公園事務所	有害鳥獣に係る情報の共有を図る。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 25 年 5 月に設置した。市職員 5 名（令和 4 年度末時点）で構成している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ①神戸市森林整備計画において鳥獣害防止森林区域を設定している。
- ②森林における鳥獣被害を防止するため、森林整備施策と連携・調整するよう努める。
- ③令和 3 年 3 月以降、県内において、野生イノシシの豚熱（CSF）への感染が確認されているため、捕獲強化を進めるとともに、感染拡大を防ぐために、捕獲従事者の靴底や車両への消毒等の防疫措置の徹底などに取り組む。また、野生イノシシにおいて CSF 感染個体が確認された場合、CSF 感染個体確認地点を中心に 10km 圏内の感染確認区域では、捕獲したイノシシの肉は、原則、埋設処理又は自家消費に限ることとともに、区域外への持ち出さない等の取組みの徹底を図る。